平成２５年（フ）第１７８号
香川県高松市塩上町２丁目２番12号　ａｍ’ｓ５塩上402号室
債務者　髙橋　貞子（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３７号
香川県さぬき市長尾名133番地９
債務者　山本知江美
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５７号
東京都東大和市立野１丁目1139番地の１リライズ東大和202
債務者　石田美早枝
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３５５号
川崎市中原区上小田中５丁目４番24号　村田方
債務者　宮坂　悟
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
川崎市宮前区宮前平２丁目９番地23　ヒカリコーポ202、前住所横浜市青葉区市ケ尾町404番地　ハローモーリィ202
債務者　石田　冷子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
川崎市高津区諏訪３丁目12番40―303号　コージーコート
債務者　大森　隆樹
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
川崎市高津区諏訪３丁目12番40―303号　コージーコート
債務者　大森真由美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
川崎市中原区下小田中６丁目30番３号　みずきコーポラス205
債務者　太田　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
川崎市宮前区有馬４丁目２番17―305号　鷺沼サンハイツ
債務者　酒井つむぎ（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
北海道根室市穂香112番地５
債務者　本田三津男
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１３９２号
横浜市鶴見区大東町９番地２　ＴＳハイム大東304
債務者　佐藤　伸行
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３９３号
横浜市鶴見区大東町９番地２　ＴＳハイム大東304
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８９号
横浜市中区本牧大里町３番29―201号
債務者　小林　昭夫
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２２号
横浜市南区睦町１丁目６番地５　日名荘２階
債務者　早川　智和
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４４号
横浜市南区堀ノ内町２丁目239番地７　ランドヒルズ堀ノ内101
債務者　佐々木真奈美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２号
北海道上川郡当麻町４条南３丁目５番20号
債務者　吉野　正人
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部